

①イベント
参考

月度	予定	内容(例)	
7月度	7/6(日)	映画鑑賞・光が丘図書館	他のイベント候補 ・ANN の整備工場見学 ・東京湾クルーズ 11 月 16 日(土) から令和7年2月下旬まで運休「東京湾見て学ぶ」で検索
8月度	8/2(土)	企画会議	
9月度	9/7(土)	NSNフェスティバル	
10月度	10/	BBQ	
11月度	11/	旅行	
12月度	12/	まち歩き&忘年会	
1月度	1/	写楽&新年会	
2月度	2/	講演 or 長生きサロンなど	
3月度	3/		
4月度	満開の頃(平日)	花見	
5月度	5/	落語(池袋演芸場)や水族館見学など	
6月度	6/6(土)	総会(議長)	
7月度	7/	映画鑑賞など	

②予算

項目	年間予算	年会費に占める金額	年会費に占める率	備考
まち歩きの下見費用・印刷代	5,000	238	11.9%	
講演・会議用資料等の印刷代	3,000	143	7.1%	
写楽賞金	6,000	286	14.3%	QUO カード代
HP 運用費	5,000	238	11.9%	ドメイン・サーバー代
NSN 年会費	3,000	143	7.1%	
サマーフェス参加補助金:注④参照	8,000	381	19.0%	16 人参加@500 円
BBQ費用補助金	5,000	238	11.9%	
宴会・旅行補助金	5,000	238	11.9%	
その他	2,000	95	4.8%	
合計	42,000	2,000	100.0%	

③会則改定案

次ページ以降に改定案を示します。赤字が改定箇所です。

一笑会 会則

第1条(名称)

本会は、一笑会(以下「本会」という)と称する。

第2条(所在地)

本会は事務局を練馬区石神井庁舎に置く。

第3条(目的)

本会は、練馬区在住のシニア世代を中心に、イベントや行事を会員自ら企画し、これを協力して実施するとともに、積極的に趣味を生かし、生き生きとして活動することにより会員相互の親睦と生きがいの充実を図り、あわせて地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第4条(活動内容)

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- ① 会員相互の親睦を深めるため、仲間づくりのため、次の諸活動を行う。
各種講習会・研修会、撮影会、施設見学会、食事会、懇親会、史跡巡り、バス旅行、宿泊旅行、いちご狩り、バーベキュー、お花見など。
- ② 地域社会の諸活動に寄与するため、講演などの研修、勉強会を実施し、ボランティア活動に参加する。
- ③ 会員相互のコミュニケーションを図るため、毎月1回、定例会を開催する。
- ④ 「ねりまシニアネットワーク」の同期会の一員として、その活動に協力する。

第5条(会員の資格と義務および資格喪失)

- ① 本会の目的に賛同し活動できる者は、会員として入会できる。
- ② 会員を対象として、政治活動・宗教活動および物品等の販売と勧誘は行わない。
会長に届け出ることにより、会員の自由意思で退会することができる。なお、会員の資格と非公然であつても会員の義務に違反した場合および一定期間会費未納等、重大な会則違反をした場合は会員資格を喪失するものとする。

第6条(役員・会計監査)

本会に必要に応じて次の役員および会計監査を置く。

会長、副会長、顧問、理事

※元の文面<本会に次の役員および会計監査を置く。

会長1名、副会長2～3名、委員(連絡・通信 運営 会計〈正副2名など〉若干名。 会計監査〈1名〉。>

第7条)役員・会計監査の選出と任期)

役員および会計監査は、会員の中から互選により、総会で決定する。

任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条(総会・役員会)

- ① 本会は年1回の総会および必要に応じて臨時総会を開催し、次の事項について審議する。(1) 活動実績・活動計画(2) 決算・予算(3) 会則改定・役員選出(4) 資格喪失等その他の必要事項。
- ② 総会は会員の過半数の出席により成立する。総会および役員会の議事は過半数の賛成によって決定する。なお、出席できない場合は、委任状により議決権を行使することができる。総会および役員会は必要に応じ会長がこれを招集する。

第9条(会費等)

- ① 本会の事務費、会場費、通信費、団体保険(公益財団法人スポーツ安全保険)などの会の運営に必要な経費は、会費その他の収入によって賄う。
- ② 年会費および途中入会の期間別会費は、別に定める。会員は入会時および各年度の指定日までに会費を納付する。なお、いったん納付された会費は返却しない。

第10条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条(自己責任、個人情報とおおよび細則等) <追加>

- ① 会員が、第4条に定める活動の参加中に起きた事故は、本会は原則として責任は負わない。
ただし、スポーツ安全保険が適用になる場合は、該当者は、保険金を受けとることができる。
- ③ 会員の個人情報は、本会の活動や運営目的のためにのみに使用し、この目的外の使用や外部に漏すことは厳禁する。
- ③ 年会費、役員の職務、会員への連絡方法などの細則については別に定める。
- ④ 会員の逝去に当たっての弔慰は、個人の意思とし会として扱わない <追加>

(付則)

- ① 本会則は、平成25年6月23日より実施する。
- ② 平成 28 年 1 月 16 日一部改正
- ③ 平成 29 年 5 月 20 日一部改正
- ④ 令和 7 年 8 月 2 日一部改正